委 託 業 務 処 理 要 領 （案）

委託業務の処理に当たっては、委託契約書によるほか、この委託業務処理要領（以下「要領」という。）の定めるところにより、業務を処理しなければならない。

１　除排雪対象等

⑴ 所在地

小樽市若竹町９番１号　　北海道小樽水産高等学校校舎等敷地

小樽市築港３番６号　　北海道小樽水産高等学校艇庫敷地

小樽市若竹町26番28号　　北海道小樽水産高等学校寄宿舎敷地

⑵ 除排雪範囲

除排雪業務を実施する範囲は別紙図面のとおりとする。

２　業務内容

次に定める作業基準により、業務を処理するものとする。

⑴ 通常の除雪箇所は特に指示のある場合のほかは、委託者の開庁日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から１月３日までを除いた日。）に行うものとし、午前５時00分までの時点で概ね15㎝以上の降雪がある場合に実施すること。

⑵ ⑴の箇所の除雪作業は、原則として午前５時30分以降に実施し、午前７時40分までに歩行、車両の通行及び駐車に支障のない状態にする。

⑶ 除雪作業の時間を延長する必要がある場合は、業務担当員へ連絡しその指示に従うものとする。

⑷ 堆積スペースや排雪作業の時期、特別の除雪箇所の除排雪については、業務担当員の指示により実施するものとする。

⑸ 排雪作業については、小樽市指定の雪捨場へ運搬し適正に処理する。

３　車両の仕様及び規格等

⑴ 業務の実施に当たり、使用除排雪機械一覧表（別記第１号様式）、車検証の写し、賃貸借する機械の賃貸借契約書の写し及び任意保険証書の写しを提出し、業務担当員の確認を受けること。

業務に使用する車両については、使用除排雪機械一覧表に記載されている車両を使用するものとし、記載されていない車両の使用は認めない。

なお、使用する車両には、タコグラフチャートを付けるものとし、当該タコグラフチャートは北海道小樽水産高等学校分として専用に使用すること。ただし、やむを得ずタコグラフチャートを付けることができない場合は、業務担当員と協議の上、客観的に確認することができる方法を講じること。

⑵ 業務に使用する車両、仕様（容量）及び作業員に必要な免許は、次のとおりとする。

機械名	仕様（容量）	作業員に必要な運転免許／資格等
除雪ドーザ	装置名　ホイール型 バケット容量　1.2㎥級以上	大型特殊運転免許 車両系建設機械技能講習修了又は同等以上の資格
ダンプトラック	10ｔ級以上　側板付き	車両総重量・最大積載量に応じた運転免許

※　装置は、機械の規格・型式の処理能力及び容量未満のものを装着してはならない。

※　排雪運搬に使用するダンプトラックには、次の要件に適合している側板を搭載すること。

・　側板は雪のこぼれ止め、飛散防止装置であり固定的な装置と認められないものであること。

・　側板の高さは、右80㎝、左60㎝以内とすること。

⑶ 受託者は、次の保険金額以上の任意自動車損害賠償保険契約を締結しなければならない。賃貸借する機械についても同様とする。

対人賠償：無制限　　対物賠償：5,000千円

(4) 業務の実施前に作業員名簿（別記第２号様式）と運転免許証等の写しを提出し、業務担当員の確認を受けること。

4　稼働時間の算定

契約書第10条第１項に掲げる稼働時間については、実稼働時間をもって算出するものとし、車両格納庫と北海道小樽水産高等学校との移動時間及び休憩時間等は稼働時間に含まないものとする。

5　業務の報告

業務を実施したときは、除排雪業務実施報告書（別記第３号様式）とタコグラフチャート（北海道小樽水産高等学校専用分）を提出し、業務担当員の確認を受けること。

6　安全の確保

業務の処理に当たっては、除雪範囲を示すポール等に注意し、敷地内の建物、縁石、マンホール等の工作物等を損傷させないよう留意し、フェンスには雪を押しつけないこと。

業務中の事故防止については十分留意し、万一事故が生じた場合はただちに業務担当員に報告し、その指示を受けること。

7　その他

(1) 業務実施者にはあらかじめ対象箇所の確認を十分行わせるものとし、施設の破損防止及び除雪の作業効率を確保すること。

(2) 各業務実施中は、作業員に常時身分証明書等を携帯させるものとし、業務担当員及び警備員等から提示を求められた場合は、身分証明書等を提示すること。

(3) 業務に必要な機械、車両、人員及び消耗品については、受託者の負担とする。

(4) その他この要領に定めのない事項、疑義が生じた場合は、業務担当員と協議すること。